



### 新型コロナウイルス感染症による物流企業への影響

#### 1. はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢市で未知の感染症が公表されてから、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に広がった。世界の感染者数は、2021年5月20日時点で累計164,523,894例、死亡者は3,412,032名となっている<sup>1</sup>。我が国で初めて感染が確認されたのは2020年の1月であるが、それ以降感染数急増しており、第4波を迎えた現在は、2021年5月20日時点で累計698,254例、死亡者11,940名となっている<sup>2</sup>。

世界各国でロックダウン（都市封鎖）や外出禁止令が実施される中、我が国でも2020年4月から5月にかけて1回目の緊急事態宣言が、2021年1月には2回目の緊急事態宣言が発令され、現在も3回目の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられており、依然として予断を許さない状況にあると言える。本稿では、物流企業が受けた影響や対応策等について、2020年春の新型コロナウイルス感染症第1波や1回目の緊急事態宣言時の状況を中心に取りまとめる<sup>3</sup>。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症による物流への影響

調査対象となった物流企業では、早いところでは2019年12月頃から、中国拠点を中心に感染症対策や取引量の減少等、日常業務に影響が出始めていた。それに伴い、日本でもまず輸出入が大きく落ち込み、その影響による国内工場の生産縮小・稼働停止によって機械や鉄鋼、自動車関連等の取扱量が減少したようである。

我が国では2020年4～5月に1回目の緊急事態宣言が発令され、国民は外出自粛を始め様々な行動が制約されることとなった。それに付随する外食産業の大幅な落ち込みや、会議やイベントの激減により、品目としては、業務用食品のほか、石油、紙パルプ等の取扱量等も減少した。紙パルプについては、近年のペーパーレス化の流れもあり、既に減少傾向となっていたところ、さらに拍車がかかったようである。石油も、例年ゴールデンウィークには帰省や旅行が増えるため石油需要が高まるものの、緊急事態宣言下では移動が抑制されたことから減少となった。一方で、医療関連、家庭用食品、日用品、テレワーク関連機器等の取扱量には一部増加もみられた。

<sup>1</sup> WHO Coronavirus (COVID-19) Dashboard, <https://covid19.who.int/>

<sup>2</sup> 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>

<sup>3</sup> 参考文献：一般社団法人 日本物流団体連合会「物流企業における新型コロナウイルス感染症への対応動向調査報告書」（2021.2）、アンケート調査は2020年9～10月に、物流連会員企業81社を対象として実施（メール案内・メール回答、回答社数29社、回答率35.8%）、ヒアリング調査は、アンケート調査回答企業の中から、2020年11月に10社に対して実施した。

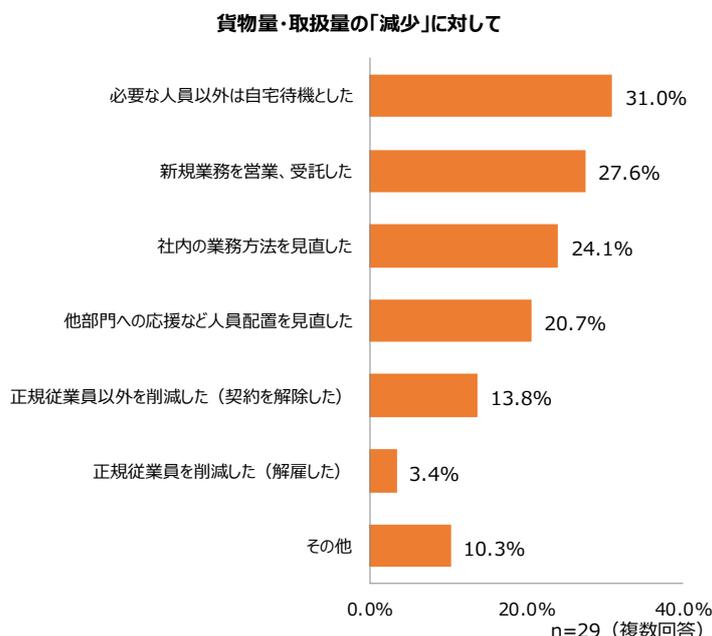
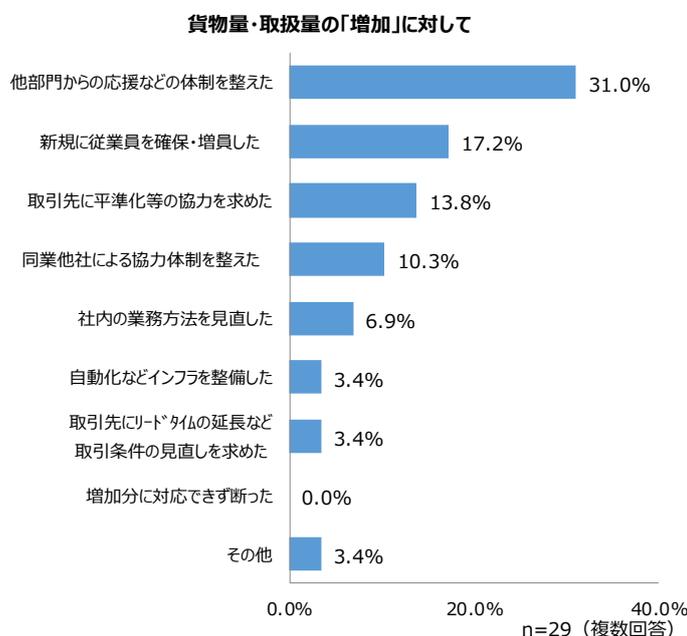
全体的な貨物量が激減したことでトラックが余剰となり、一部でトラック運賃を下げて受注する運送事業者がいたり、大手荷主や大手物流事業者が傘下の物流子会社のトラックを優先的に活用したりするなど、一部では国内輸送を海上や鉄道輸送からトラック輸送に戻す「逆モーダルシフト」の動きもみられた。

### 3. 輸送量・取扱量の増減への対応

各事業者では、貨物量や取扱量の増減に合わせて、人員や車両等を業務量が減少した部署から繁忙となった部署へ融通する対策が取られた。また、特定の職場で濃厚接触者が多数出た際等は、他拠点から応援人員を出すなどして調整が図られていた。

貨物量・取扱量の増加への対応としては、取引先への平準化依頼や同業他社による協力体制の整備が進められ、減少に対しては、外注契約の見直しのほか、マスクや検体等のコロナ関連業務の新規受注があった。それでも業務が十分になかった部署等では、人員調整のための自宅待機や有給休暇取得の促進等が実施され、一部の事業者では雇用調整助成金も活用された。

図1 輸送量・取扱量の増減への対応



資料) 物流連：物流企業における新型コロナウイルス感染症への対応動向調査報告書より筆者作成

#### 4. “エッセンシャルワーカー”としての物流の使命

コロナ禍において、物流業は人々の生活維持に欠かせない職業（エッセンシャルワーカー）としてその重要性が広く認知された。外出自粛が要請される中で国民は「巣ごもり生活」を余儀なくされたが、多くの物流企業も事務系の従業員を中心にテレワークを実施した。しかしながら、現場系業務に携わる従業員については、社会インフラとしての物流を止めないために、通常の業務体制を維持していた事業者が多い。感染リスクを負いながら、使命感を持って職務を遂行する従業員に対する慰労と感謝のため、社長メッセージの発信や商品券等を支給した企業もあった。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症対策

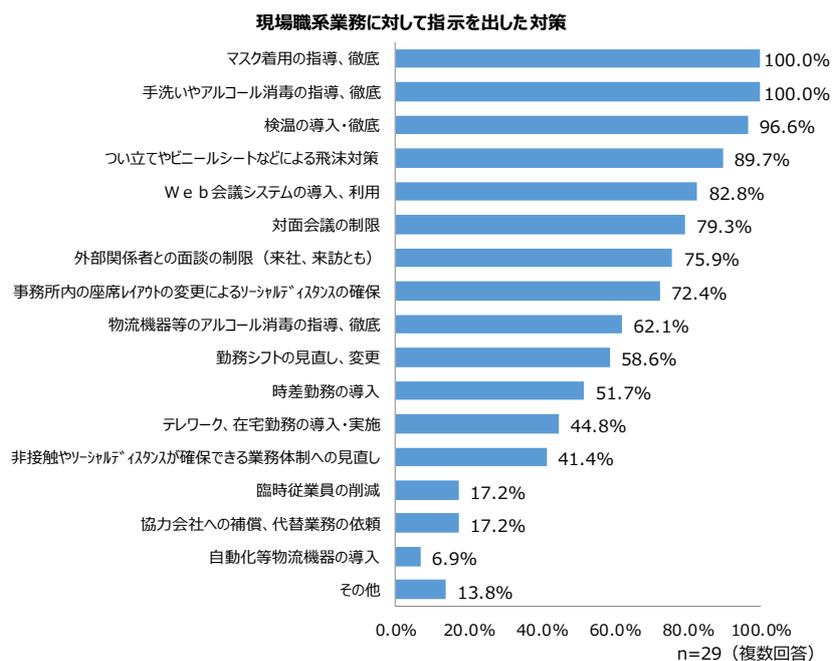
国内拠点では、2020年2月頃から緊急対策本部が設置され、情報収集や対策の決定、従業員への情報発信などが行われた。就業時の感染対策としては、各事業者ではマスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の基本的な感染症対策の徹底のほか、点呼やカウンター業務でのつい立て設置による飛沫対策、ソーシャルディスタンスの確保のための作業場や事務所のレイアウト変更等が実施された。つい立ての設置には、飛沫感染予防だけでなく、意識を風化させないという意味でも有効であるとの意見があった。

作業場面では、集団作業となることが多い倉庫現場では、クラスターの発生防止に細心の注意が払われた。作業時間帯や作業場所を分けてグループ分けをすることでリスク分散を図り、仮に、あるグループで感染者が発生し、グループ内の濃厚接触者が自宅待機となる場合でも、他のグループが同じ業務を継続できるような体制が敷かれた。

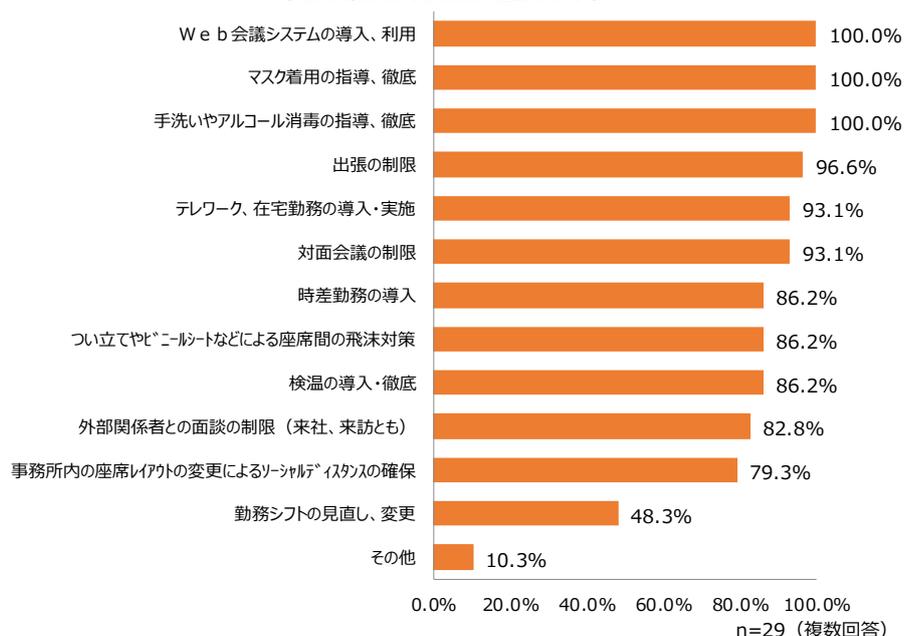
事業所外で就業するドライバーへの対策には、基本的な感染防止策に加え、ドライバー自身の感染予防および顧客の安心感のためにビニール手袋を着用する例や、ドライバー乗り換え時の車両消毒、同一車両に乗務するドライバーの人数を限定・固定化し、濃厚接触者となる人数を最小化、かつ特定しやすくした例などがあった。

また、通勤時の公共交通機関の利用に感染リスクが伴うことから、オフピーク通勤やマイカー通勤等が推奨された。

図2 日本国内における新型コロナウイルス感染症対策



### 事務系業務に対して指示を出した対策



資料) 物流連：物流企業における新型コロナウイルス感染症への対応動向調査報告書より筆者作成

## 6. テレワークの急激な拡がり

政府からの外出自粛要請に応えるため、アンケート回答事業者の9割以上が、事務系業務に携わる従業員についてテレワーク・在宅勤務を実施し、出社人数を抑制した。働き方改革の一環として、コロナ前から既にテレワーク勤務環境の整備を進めていた企業では比較的スムーズに実施できたようだが、これまでテレワーク勤務制度がなかったり、テレワークに必要なIT機器（持ち運び可能なパソコンや携帯電話、通信機器、ネットワーク環境等）や業務のデジタル化等の環境整備が整わない中でテレワークを強いられた事業者も多く、対応に苦慮した声が聞かれた。また、機器面の整備は進んでいたものの、テレワークの定着や生産性の担保、コミュニケーション不足や評価方法等、運用面の課題を抱えている事業者もあり、社内でアンケートやヒアリング調査を実施し、課題を洗い出すことで改善が重ねられている。デジタル化に向けては、コロナを機にペーパーレス化が加速度的に進んでいるようである。

本社や支店勤務の事務系従業員だけでなく、現場の事務管理職でも、請求書の算出や支払業務、子会社とのやり取り、月次業務などをテレワークや在宅勤務で実施した例もあったが、現場事務職は書類でモノを動かす実務的な面があり、テレワークは難しいという声も挙がった。その中でも、Web会議システムは事務所だけでなく現場にも導入され、活用が進んでいるようである。

今後の働き方改革やダイバーシティの推進、人材確保に向けて、多くの事業者がテレワークを推進していく方針は一致している一方で、サテライトオフィスの整備や利用については見解が分かれた。郊外から都心の本社へ通勤する際の感染リスクを抑えたり、本社事業所内の人口密度を下げたりするためにサテライトオフィスを活用している事業者と、感染対策には移動しないことが一番有効であるとして、サテライトオフィスの利用は一時的に停止している事業者がある。

## 7. 新たなBCPマニュアルの必要性

多くの事業者は自然災害用のBCPは策定しているものの、感染症用のBCPがなかったり、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ対策としてのBCPがあっても、新型コロナウイルスに対応するには内容が不足しており、これら既存のBCPを基に、この度追加で対応を検討した事業者が多くあった。

追加検討事項には、感染予防と拡大防止対策、感染者が発生した場合の対応方法、熱が出た時の本人の対応、濃厚接触者の職場復帰の基準、全国各地の保健所や消毒会社の一覧等が挙げられた。また、マスクやアルコール消毒液、手袋等の衛生用品や備品の確保については多くの事業者が課題として挙げており、備品が不足したケースや、中国等感染拡大が先行した地域に日本の備蓄品を送ってしまい、日本国内での備品が足りなくなったケースがあった。

今後さらなる新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいは将来の他のパンデミックに対応するためのBCPを早急に策定する必要があるが、中には既に策定／改定済みの事業者もあった。

## 8. 2021年度の貨物取扱量・収益の見通し

2020年年末には、アンケート調査実施時期には予想していなかった第3波が到来し、現在も新たに第4波に見舞われるなど、未だに収束の目途は立っていない。アンケートおよびヒアリング調査では、2020年度の貨物取扱量や収益の減少は必至となりそうな事業者が多い中、2021年度については貨物取扱量や収益の急激な回復は見込みにくいものの、前年の落ち込みの反動増に加え、緩やかな増加を望む声と、2021年度も引き続き厳しい状況が続くそうであるという双方の見方があった。

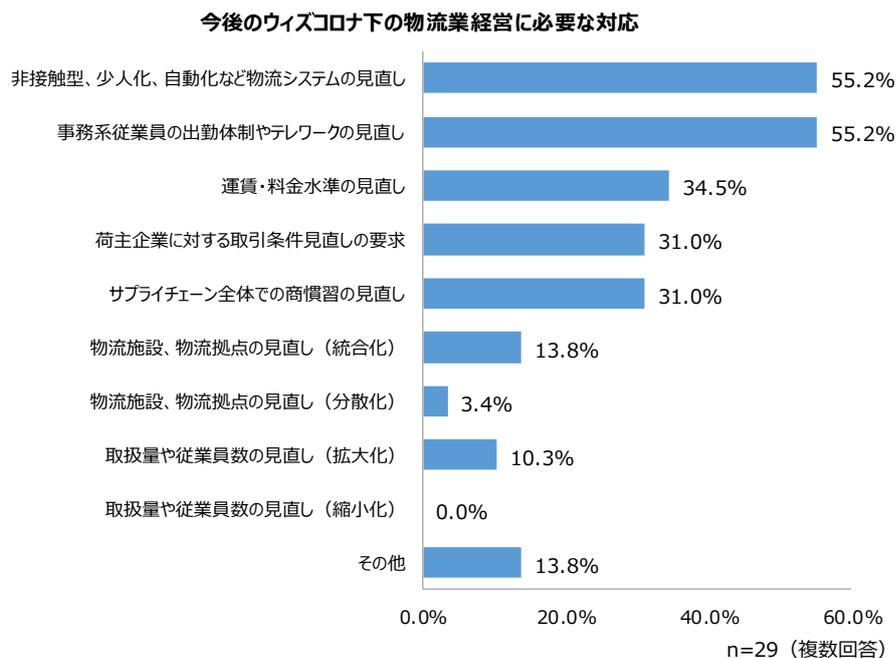
しかしながら、自動車業界等の生産回復等に伴い関連素材や部品の荷動きが回復してきていたり、在宅需要に伴うEC利用の拡大やワクチン等のコロナ関連業務等を視野に入れるなど、各社収支改善に向けた対策を練っているようである。

## 9. コロナを機とした「人を介さない」非接触物流への取り組み（自動化、パレット化、デジタル化）

新型コロナウイルスの感染拡大により、物流事業者は事業に多大な影響を受け、また多くの不便を強いられた。しかし、コロナを機に、人の手が触れる手荷役のパレット化や、物流現場においてより少ない人員で効率的に業務を遂行するための無人搬送車（AGV）、無人フォークリフト等を活用した自動化・機械化といった物流システムの見直しのほか、時間指定の緩和や物流の平準化、検品の簡素化等、長時間労働の削減や働き方改革を見据えた取引条件についても、荷主の理解を得やすいタイミングであるとして、推進を加速している事業者もある。今後物量がコロナ以前の水準に戻らないという見方もあるが、ドライバーや作業員を始めとした人員が長期的に不足することが予測される中で、業務の効率化や発着荷主との連携による取引条件の改善は必須とされる。

事務系従業員ではテレワークが浸透しつつあるものの、一部の業務には書類や押印が残っており、テレワークや非接触を妨げる一大要因であるとの指摘があった。今後は官公庁の許認可、社内決裁、作業指示書、納品書等について電子化を進めたいとする事業者が多い。一部では、コロナ以前からの取り組みではあるが、入在庫依頼等の紙の資料を基に手入力していたものを、顧客からFAXで来たオーダーをOCRで読み取り、RPAでデータ化する仕組みも導入されている。このような末端作業のデジタル化も、サプライチェーンの全体最適を見据えたデジタル環境の整備を図る上で非常に重要であるとされる。

図3 日本国内における新型コロナウイルス感染症対策



資料）物流連：物流企業における新型コロナウイルス感染症への対応動向調査報告書より筆者作成

## 10. おわりに

新型コロナウイルス感染症は現在も全世界で猛威を振るっており、我が国でも2021年5月2日に累計感染者数が60万人を超え、拡大は勢いを増している。このコロナ禍を乗り切り、その先の新しい物流業界のためにも、取引条件の改善や商慣習の見直し、物流業務の効率化やテレワークを含む働き方改革は、継続的かつ今まで以上に取り組むべき課題と見えよう。

## KEY WORD

### 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する（Business Continuity Plan: BCP）。ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM（Business Continuity Management）とする場合もある。

（出典：内閣府ホームページ「防災情報のページ」）